

真室川ブランド認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、真室川町6次産業化戦略構想に基づき、真室川町の産品として特に優れたものを真室川ブランドとして認定し、全国に向けてPRすることで、知名度をより高めその消費拡大を図るとともに、真室川町のイメージを向上させ、誘客の推進と地域経済の活性化を図るため、真室川ブランドとして認定することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査会 第5条の規定に基づき開催される真室川ブランド認定審査会をいう。
- (2) 商品 生産者、事業者等が生産、製造又は加工する産品、商品等をいう。
- (3) 認定品 真室川ブランドとしての認定を受けようとする者の申請に基づき、別に定める認定基準に基づく審査会の審査を経て、町長が真室川ブランドとして認定した商品进行いう。

(認定の申請資格)

第3条 認定の申請ができる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 認定の対象となる商品の製造、販売等について法令を遵守して行っている者
- (2) 認定の対象となる商品に関する責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていると認められる者

(認定の申請)

第4条 真室川ブランドの認定を受けようとする生産者、事業者等(以下「申請者」という。)は、真室川ブランド認定申請書(様式第1号)に申請に係る商品を添付して町長に申請しなければならない。この場合において、当該見本の提供に係る費用は申請者の負担とし、提供された見本は返却しないものとする。

(申請内容等の調査)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請の内容について、書類の

閲覧、現地の視察、関係者への聞き取り等適切な方法により調査及び確認を行い、真室川ブランド調査票(様式第2号)を作成するものとする。

- 2 町長は、真室川ブランド調査票を審査会に提出し、真室川ブランドとしての認定の可否について審査に付するものとする。

(審査会における審査)

第6条 審査会は、前条第2項の規定に基づき、申請に係る商品について真室川ブランドとしての認定の可否について、別に定める認定基準に照らして審査を行うものとする。

- 2 審査会は、別表に掲げる関係機関の職員により構成する。
- 3 町担当課長は、審査会を招集し、進行し、結果について町長に報告しなければならない。
- 4 審査会の事務局は、町担当課に置く。

(認定の決定)

第7条 町長は、前条第3項の報告により、認定基準に適合すると認める商品について真室川ブランドとして認定するものとする。この場合において、申請者に対して真室川ブランド認定証(様式第3号)を交付し、併せて認定を受けた者(以下「被認定者」という。)及び認定品についての情報を公表するものとする。

- 2 町長は、前条第3項の報告により、認定基準に適合しないと認める商品については、理由を付して、認定しない旨を真室川ブランド不認定・認定取消通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前2項の規定による認定又は不認定の結果を審査会に通知しなければならない。

(認定の有効期間)

第8条 前条の規定による認定の有効期限期間は、認定を受けた日から起算して3年間とする。

(認定の表示)

第9条 被認定者は、認定品の容器又は包装、啓発用品等に、認定品であることを示す真室川ブランド認定マーク(以下「マーク」という。)を表示することができる。

2 被認定者は、町が発行するマークのシールを認定品に貼り付けること等により認定品にマークを表示することができる。この場合において、被認定者は、マークのシール作成に要する実費を勘案して町長が別に定める額を支払わなければならない。

(被認定者の責務等)

第10条 被認定者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、真室川ブランドのイメージアップに努めるものとする。

2 被認定者は、認定品の品質、流通、販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに町に報告するとともに、自らの責任を持って問題の解決に当たらなければならない。

3 町長は、被認定者に対して、認定品の実績について毎年調査し、又は報告を求めることができるものとし、被認定者は、当該調査等について真室川ブランド認定品出荷実績等報告書(様式第5号)を作成し町長に提出しなければならない。

(認定の変更)

第11条 被認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更内容を直ちに町に届け出なければならない。

(1) 認定品の名称、金額等を変更したとき。

(2) 被認定者の名称、代表者名又は住所等を変更したとき。

(3) 認定品の規格、形状、容器包装等を著しく変更したとき。

(4) 認定品の産地、製造地を著しく変更したとき。

(認定の更新)

第12条 被認定者は、認定期間の満了に伴い認定の更新を行おうとするときは、認定期間満了の2箇月前までに、真室川ブランド認定申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。この場合において、認定の更新に関する審査等の手続は、第5条から第7条までの規定を準用する。

2 前項の規定により更新した認定の有効期間は、認定の満了する日の翌日から起算して3年間とする。

(認定の取消)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

この場合において、当該取消しによって生じた損害については、町は補償しない。第7条第2項による不認定の場合も同様とする。

- (1) 認定品が認定基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたと認めるとき。
- (3) 認定品の生産、製造若しくは販売を中止又は廃止したとき。
- (4) その他真室川ブランドのイメージを失墜させたと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、速やかにその旨を真室川ブランド不認定・認定取消通知書(様式第5号)により当該被認定者及び審査会に通知するものとする。この場合において、原則として、その取消しの日から3年を経過しなければ、新たな認定の申請をすることができないものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(真室川町真室川ブランド認定制度実施要綱の廃止)

2 真室川町真室川ブランド認定制度実施要綱(平成20年告示第2号)は廃止する。

(経過措置)

3 この告示による改正前の要綱に基づき認定を受けている認定品については、当該認定期間に限り、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

(1)	もがみ中央農業協同組合真室川支店
(2)	もがみ北部商工会真室川町支部
(3)	真室川町観光物産協会
(4)	真室川町担当課
(5)	その他町長が必要と認める者